

森林造成補助制度の概要

平成19年4月1日

事業名		事業内容		補助率
里山エリア再生交付金事業	人工造林	拡大造林	雑木、竹、原野、水田跡地の植栽	68%
		再造林	スギ、ヒノキなど針葉樹の伐採跡地への植栽(広葉樹20%以上植栽は県上乗せ5%、クヌギは除外)	68%(73%)
	保育	下刈	1年生の造林地を下刈	68%
			原則、6年生以下の造林地の下刈、但し、7年生以上で着手前写真を提出し承認基準を充たし県の承認を受けたものは可	68%
			2～3年生の造林地を2回下刈	68%
		枝打	2m以上の枝打(11年生以上～30年生以下)	68%
	4m以上の枝打(11年生以上～30年生以下)		68%	
	複層林	受光伐	複層林を造るための強度の抜き切り及び保存木の枝落とし	68%
		樹下植栽	受光伐作業後の植栽	68%
		下刈	保育下刈に同じ	68%
	育成天然林	改良	クヌギ、コナラの伐採後の不要木、不要萌芽の除去及び補植	68%
		下刈	補助対象林令は4年生以下(平成16年度より)	68%
	間伐等推進3ヵ年対策事業(H17～H19)	除間伐	林令11～35年生・本数の30%以上伐採・搬出なし(市13%加算)	86%
			林令11～35年生・本数の30%以上伐採・伐採本数の80%以上搬出(市18%加算)	86%
			林令36～45年生・本数の30%以上伐採・伐採本数の80%以上搬出(市18%加算)	86%
		特定間伐	作業道開設	間伐を実施するための作業道開設・幅員3m以上(市8%加算)
機能増進保育		除間伐	林令31～60年生・本数の30%以下伐採(地区指定あり、旧日田市では対象地なし)	68%
鳥獣害防止施設	鹿ネット	シカによる造林木の被害を防ぐための防護ネットを設置	68%	
被害地等森林整備事業	育成単層林整備	指定被害地造林	被害木整理事業、跡地造林事業(市11%加算)	95%
		被害地造林	シカ、ウサギなどの食害による被害が30%以上の造林地で30%以上の補植	(再造林の)48%
循環型施業の森林づくり誘導事業(県単)	緊急間伐	除間伐	林令36～45年生・本数の20%以上伐採・搬出なし(市30%加算)	60%
広葉樹の森林推進事業(市単)	広葉樹造林	苗木代の助成	広葉樹造林の苗木代の補助残を市が助成(クヌギは除外)	100%
県単簡易作業路開設事業	簡易作業路	作業路開設	間伐(35年生以下)を実施するための作業路開設。幅員2m以上	

※ 植栽に使用する苗木は造林事業が森林組合の受託事業でなければならぬため、森林組合の苗木を使用してください。

※補助金を受け、5年以内に山林以外に用途変更した場合は補助金返還となります。 ※除間伐の補助金を受けた場合は10年以内の全伐はできません。

【造林補助事業のことで判らないことはお気軽にお尋ねください。担当課:指導課(田島事務所) TEL23-8833】